

霧島市条例第2号
令和3年3月30日

霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の一部を改正する条例

霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例（平成27年霧島市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ただし書を削る。

第4条第1項第2号中「行うとき」の次に「（発電事業の開始後に実施する掘削等で発電出力の増加を伴わないものを除く。）」を加える。

第14条に次の1項を加える。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、対象事業が周辺の温泉に及ぼす影響その他の規則で定める事項を調査するものとする。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（専門部会）

第19条 委員会に、専門的事項を調査するため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員のうち、第15条第1項第1号に規定する者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

5 部会長は、専門的事項の調査を終了したときは、その結果を委員会に報告するものとする。この場合において、委員会が特に求めるときは、当該時点における調査の結果を報告するものとする。

6 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第17条第1項及び第18条中「委員会」とあるのは「部会」と、第17条第1項中「委員長」とあるのは「部

会長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(霧島市温泉井検討委員会設置条例の廃止)
- 2 霧島市温泉井検討委員会設置条例（平成17年霧島市条例第27号）は、廃止する。
(霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年霧島市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表中温泉井検討委員会委員（識見を有する者）の項を削り、「委員長（識見を有する者）」の次に「及び専門部会部会長」を、「委員会委員（識見を有する者）」の次に「及び専門部会部会員」を加える。